



市民後見 ~今後求められる視点~

A4判／48頁 2015年3月20日発行

297円(税込)

※購入申込フォームからお申込み頂けます。

[→ 購入申し込みフォームへ](#)

国による市民後見推進事業の実施により、市民後見事業を行う市町村は飛躍的に増えた。本書は、今後、事業を推進していくうえで、市町村が踏まえるべき基礎的事項や課題等を整理。『市民後見のために』とともに、わが国の市民後見を知るために格好の書。

目次

市民後見の仕組み論

~市民後見を進めるための必須条件~

上山 泰

1 前提問題としての「成年後見の社会化」

第三者後見人と親族後見人の選任比率
法定後見人の供給母体
市民後見がでてきた背景
供給基盤拡張の理由

2 法定後見人制度の位置づけをめぐる政策的不整合

制度の基本設計の乖離
成年後見人選任の仕組みの矛盾
ドイツの場合／日本の場合
医療同意の問題／死後事務の問題
行政としての責任

3 市民後見を支える基盤整備の必要性

老人福祉法第32条の2の意義
厚生労働省による必要な措置の具体例
市民後見運用に関する行政関与の重要性
今後の主要な政策的課題

4 国連障害者権利条約をめぐる課題

代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフト
広い視野をもって取り組む

今後の市民後見に求められる視点

堀田力

1 後見の専門性とは何だろうか

後見の専門家はいない
市民後見人にすべてを要求するものではない

2 市民後見人の資質

本人の立場で判断できること／身上監護が基本
後見の目的は本人の尊厳保持
尊厳の保持の基本は「その人らしく」

3 市民後見人の活用

活用の流れが決まっていないことが課題
市民後見人の評価／市民後見NPOの設立を
市民後見の信用を高めていく必要

4 身上監護について

「身上監護」という言葉について
「身上監護」に替わる表現
これまでの身上監護の範囲の考え方
民法第858条の「事務」
事実行為の限度をどこに設けるのかは未解決の問題
後見人が行う事実行為の例／家族関係への配慮
法律行為に伴う事実行為の範囲
「見守り」も含まれるのか
法律行為と結びつかない事実行為も後見人の役割？

5 施策の流れを理解する

関係制度の理解が重要／「地域包括ケア」とは
地域の力が試される各施策の展開

6 地域の社会資源を把握する

地域の社会資源の把握／サービスを見分ける基準
行政等へのアドボカシー活動能力

7 医療同意について

医療侵襲行為とは / 医療同意権の広がり